

平成30年度事業報告(案)

概況

タクシー業界における近年の最大の問題は「自家用車ライドシェア」です。広島県タクシー協会では、前年度に続き平成30年度総会でも特別決議を行い、「ライドシェア」の断固阻止を決意表明しました。当協会としての取り組みは後述しますが、「ライドシェア」を推進しようとする推進論者の動きは依然として止まらず、政府関係機関における協議の議題に上り続けております。地方での導入が発生することのないように十分に注視して行くことが必要です。

また、「ライドシェア」に対抗するためには、タクシー利用者の支持を得るための新たなサービスの導入等の取り組みが必要であるとの認識を、業界全体で持っているところです。全国ハイヤー・タクシー連合会では必要と思われる新たな取組みをとりまとめ、全国のタクシー事業者が連携して、地域公共交通としてのタクシーの評価を得る取組みを推進することとしています。

タクシー適正化・活性化特別措置法に基づく広島交通圏の特定地域の指定については、平成33年6月末までの延長を認めてもらいました。これまで特定地域計画の認可と合意事業者の事業者計画の認可を受け、減休車(適正化)に取り組んできたところですが、その効果は現れていません。広島県内のその他の準特定地域3地域における適正化・活性化の取組みの成果も充分とはいえない状況です。

平成30年度末には広島県全域での運賃改定の調査開始が有効に成立し、運輸局において審査が開始されることとなりました。来る10月1日の消費税引き上げと同時実施となると予測され、労働力の確保やサービス向上に役立てて行くことが期待されます。

以上のことを初めとし、平成30年度事業計画を踏まえて以下のとおり事業活動等に積極的に取り組みました。

1. [白タク問題の取組み]

平成27年から急速に動き出した自家用車ライドシェアの解禁を求める動きに対して、タクシー業界は、国民の安全・安心を脅かすものであり、断固阻止することが必要であるとの共通認識のもとに、積極的な取組みを行ってきました。

全国ハイヤー・タクシー連合会では全国の地方議会における「ライドシェアの導入に慎重な検討を求める意見書」の採択に取り組んでおり、当協会においても積極的な働きかけを行い、平成29年度の広島県議会及び広島市議会での採択に続き、平成30年6月には福山市議会及び尾道市議会で採択され、中央への意見書提出を行うことができました。

また、平成30年11月11日の自民党広島県支部連合会の「政策要望を聞く会」においては当協会の要望書を提出し、ライドシェア導入阻止については口頭で説明し、岸田政調会長において適切な対応をしていただけることの返答をいただきました。

更に、全国ハイヤー・タクシー連合会の新たな取組みの一環としての乗合タクシー導入等による地域の生活交通のサポート計画の作成について、協会事務局職員と各地域の協会役員とで15の自治体を訪問し、ライドシェアの問題について説明してその導入阻止の要請をあわせて行いました。

2. [タクシー適正化・活性化特別措置法の取組み]

広島交通圏特定地域協議会においては、特定地域の指定期限が平成30年6月末となっていたことから、4月24日に第3回特定地域協議会を開催し、指定期限の延長を議決したことにより、その後の手続きを経て平成31年3月31日までの指定延長が決定しました。さらに、この期限の再延長について11月に中国運輸局長から意見を求められたため、平成31年1月11日に第4回特定地域協議会を開催し、指定期限の延長を議決して意見書を提出しました。その結果、平成31年3月29日の告示により「平成33年6月30日まで指定を延長する」とこととされました。それぞれの期限延長の決定に際しては、協会会員の意見を尊重すべく説明会を開催し、個別の意見を聞いたうえで決定しました。

広島交通圏においては、平成29年7月26日付けで特定地域計画が中国運輸局の認可となり、続いて特定地域計画に合意した事業者による事業者計画の中国運輸局の認可が平成30年1月26日までに全社認可となり、合意事業者の全社で事業者計画による減休車(適正化)を実施したところです。計画は平成21年9月末の車両数に対して19.36パーセントを削減することとしたもので、その効果は今後の輸送実績を見て判断することとなりますが、合意事業者が実施した削減は地域の削減計画総数の68%を占めるに過ぎず、大きな期待は持てそうにありません。当面は、需要活性化としての活性化事業計画の推進に取り組むこととします。

広島交通圏における事業活性化計画は、第3回特定地域協議会において評価指標及び目標を設定した計画的な活性化に取り組むこととなりました。

準特定地域指定されている福山交通圏、東広島市及び呉市の準特定地域については協議会をしばらく開催していませんが、引き続き取り組みを推進することが必要です。

3. [総務委員会・広報サービス委員会]

(1) 「第31回タクシーの日」(平成30年8月5日)の県内での取組みについて

- ① 東部・呉・中部の3支部においても駅前や繁華街で通行人に配付し、広報活動を行いました。また、各地域でタクシー乗り場の清掃活動等に、会員事業者と乗務員が一緒になって積極的に取り組み、広報活動を行いました。
- ② 夏場における血液不足を補うことの支援を目的として、7月22日から8月11日までの間、タクシー乗務員等による献血に広島県全体で取り組みました。その結果、57名が献血に参加しました。
- ③ 広島県タクシー協会広島支部では毎年8月に広島原爆養護ホーム「倉掛のぞみ園」の入園者の平和公園慰霊碑参拝の支援を行っていますが、本年は豪雨災害のため一旦中止して、平成30年10月26日に改めて20名の参拝を実施しました。

(2) 広報活動について

- ① 利用者及び運転者に対してタクシーについての意識・認識を深める取組みとして、

サービス提供や安全・安心の取組みの呼びかけを、RCC中国放送に依頼してラジオコマーシャルで実施しました。なお、平成31年度は一旦中止することとします。

- ② 広島県タクシー協会広島支部では、運転者雇用確保の取組みの一環としての求人情報誌「Hi TAXI」第2号の発行を行い、ハローワークの求人活動等に活用するとともにタクシー事業の現状を広く知ってもらう取組みに使用しました。
- (3) 全タク連が運用している「全国タクシーガイド」の活用について
当協会会員についても現在140社が登載して、利用者への情報提供と利便の向上に取り組んでいます。今後搭載会員の増加に取り組めます。
- (4) 各種団体との連携について
広島商工会議所運輸部会の会議や講演会、セミナー等に参加し、他の運輸関連事業者との交流を深めました。平成31年2月19日には、中国運輸局を含む三者懇談会に出席し、タクシー業界がおかれている諸課題等について報告し、認識を深めてもらう取組みをしました。
- (5) タクシー協会会館の維持・管理について
 - ① 大雨の際に協会会館の2階会議室に雨漏りが生じたこと、また過去においても事務室に雨漏りがあったこと等から、屋根の補修工事が必要と判断し、理事会での承認のもとに塗装等工事による屋上屋根の改修を行いました。費用は1,360,800円でした。
 - ② 協会会館の2階事務室については2件の賃貸を行っていましたが、「乗用自動車厚生年金基金」が解散に至ったことにより平成31年1月に退館しました。また、「日産オートオークション広島」も平成31年6月末をもって退館する申し出がありました。今後賃貸収入が見込まれないこととなりますので、新たな賃貸先の募集や、経費の節減が必要となります。

4. 【交通安全委員会】

- (1) 交通安全及び事故防止の取組みについて
 - ① 広島県交通対策協議会では平成30年度の重点項目を①高齢者の交通事故防止②飲酒運転の根絶③自転車の安全利用の推進として交通安全運動の推進に取り組んできました。当協会も、春と秋の全国交通安全運動に加え、広島県独自の夏と年末の交通安全運動でこれらに取り組む、各地域で独自の計画も立てて積極的な運動を推進しました。
 - ② 平成29年に策定された「総合安全プラン2020」の取組みに連動して、広島運輸支局が主体となった安全対策会議では広島県内の法人タクシー事業にかかる事故削減目標を、「死者数0・人身事故183件以下・飲酒運転0」としました。そして、過去の事故分析等に基づき「出会い頭事故の防止対策」と「路上寝込み者等の轢化事故の防止対策」を重点取組み事項とすることを決定し、交差点通過時の安全確認、早めのライト点灯等について取り組みました。

その結果、平成30年は飲酒運転ゼロでしたが、第1当事者事故193件(警察資料)、死亡事故5件(協会把握値)といずれも目標を上回り、特に死亡事故が多く発生しました。対歩行者の死亡事故では、路上寝込み者(1件)及び信号無視の歩行者(2件)と深夜における事故が発生しており、夜間の交差点における十分な注意が求められます。

- ③ 事業用自動車の乗務員の高齢化に伴い、乗務員の健康に起因した重大事故が発生していることから、その防止の徹底を図ることが必要となりました。当協会でも、「運転者の健康管理マニュアル」に基づく健康管理の再徹底について周知徹底を図り、過去の事故事例を参考として事故防止に取り組みました。
- ④ 平成31年2月21日開催の中国運輸局主催の「自動車安全セミナー」に5社8名が参加し、「事業用自動車の安全対策」、「脳卒中の予防から最近の治療、定期健診の重要性」及び「乗務員指導の取り組み」の講義を受けて、健康管理や事故防止対策等について学びました。

(2) 各種犯罪防止の取組みについて

- ① 当協会では、平成10年7月から「こどもタクシー110番通報協力制度」を実施し、子どもたちを見守り、安全・安全の確保に向けた地域貢献活動を実施してきました。
引き続き、「こどもタクシー110番」のステッカーをタクシー車両への貼付し、この取組みの徹底を図りました。
- ② 平成28年10月3日に、広島県個人タクシー協会、西日本タクシー協会と合同で広島県警察本部との間で締結した「特殊詐欺被害防止に関する協定」により、主に高齢者を対象として全国で多数発生している特殊詐欺の水際防止対策として、不審なタクシーの乗客への声かけ等により被害の未然防止を図ることとし、地域住民の安全・安心の確保に取り組んでいるところです。

5. [経営委員会・地域交通委員会]

(1) 7月豪雨災害について

平成30年7月に発生した西日本豪雨災害では多くの被害がもたらされましたが、広島県及び岡山県では、タクシー事業者においても洪水及び土砂流出により営業所、車庫及び事業用車両に多数の被害が発生しました。広島県では広島市内で乗務中のタクシー運転者が土砂に押し流されて死亡する事態が起きました。また、県内の20の営業所及び117両のタクシー車両が被害に合いました。

この被災に対しては、全国16のハイヤー・タクシー協会及び連合会から心温まる義捐金(436万円)をいただくとともに、多くの支援をしていただきました。この義捐金は当協会の見舞金(39万5千円)と合わせて被災事業者に対して援助金として交付いたしました。

(2) 運賃改定に向けた取り組みについて

- ① 広島県A地区の運賃改定については、平成30年10月19日に3社から最初の改定要請があり、中国運輸局においてその後3か月間の要請の受付期間が設定されました。その結果、改定要請者が地区全体の事業者数比で60.00%、車両数比で77.55%に達し、運輸局において改定にむけた調査が開始されました。続いて平成31年2月に中国運輸局が原価計算対象事業者を選定し、原価計算書の書き方説明会を開催したため対象事業者が参加し、原価計算書の作成にとりかかりました。
- ② 広島県B地区の運賃改定については、A地区に1ヶ月遅れて平成30年11月19日に2社から最初の改定要請があり、中国運輸局において3か月間の申請・要請の受付期間が設定されました。その結果、申請者及び要請者が地域全体の事業者数比で53.09%、車両数比で76.74%に達し、運輸局において改定にむけた調査が開始されました。平成31年3月に中国運輸局が原価計算対象事業者を選定し、原価計算書の書き方説明会を開催したため対象事業者が参加し、原価計算書の作成にとりかかりました。
- ③ 中国運輸局の公示に基づき運賃改定に際しては消費者団体等との懇談会を開催して情報提供を行うことが必要とされています。そのため、平成31年3月22日に、県内の特定地域及び準特定地域に所在する利用者の立場となる老人クラブ連合会、身体障害者団体連合会、女性連合会、消費者協議会、観光協会などの9団体の代表者10名に集まっていただき、当協会の役員12名との間で意見交換を行いました。利用者からの意見では、サービス向上の取組みや障害者対応の要望などがありましたが、運賃改定への理解をしていただきました。
- ④ 今後は、特定地域協議会及び準特定地域協議会での意見把握を経て、中国運輸局において所要の手続きを経て新運賃が決定されることとなりますが、消費税引き上げの平成31年10月1日に合わせた実施が望まれるところです。

(3) 地域公共交通としてのタクシーの取組みについて

- ① 地域の足の確保の一手段として乗合タクシーの運行が各市町で取り組まれています。各地域の会員が地域公共交通会議や自家用有償運送運営協議会、地域主催の研究会等に参加し、公共交通としてのタクシーの重要性及び現状について主張するとともに、ライドシェアの導入に反対し、タクシーの活用や利用促進等について、地域住民の理解を得た交通政策の推進に取り組みました。
- ② 全国ハイヤー・タクシー連合会は、平成30年に改訂発行した「乗合タクシー事例集」第4版について全国の全地方自治体へ配付することとあわせて、新たな取組みとしての地域公共交通サポート計画の作成に向けた自治体訪問を決定しました。当協会もこの取組みに従って、協会事務局職員と各地域の協会役員とで15の自治体を訪問し、現状と課題の把握に取り組みました。(一部再掲)

(4) マナー及びサービスの向上の取組みについて

- ① 広島交通圏の特定地域計画を達成するための活性化措置のひとつである「マナーアップ宣言」認定制度の取組みは、平成31年3月1日現在で、法人タクシー31者・1,986名、個人タクシー352者が認定を受けて、良好なサービスの提供に取り組んでいます。
- ② 広島県が主催する「おもてなし向上ネットワーク会議」に参加し、平成30年10月の「おもてなしパワーアップ月間」の取組みには当協会会員9社も賛同しておもてなし気運の醸成に努めました。
- ③ 広島県内における行政機関や観光団体、経営者団体等主催の諸会議(広島県観光連盟、広島商工会議所等)及び地域の関係者で組織する社会活動(道路利用者会議、おもてなし向上ネットワーク会議、社会を明るくする運動推進委員会、福祉のまちづくり推進協議会等)に参画し、タクシー事業の公共交通機関としての社会的地位の向上に努めるとともに、タクシーの意義やその役割を積極的に喧伝するよう努めました。

(5) 防災に関する取組みについて

島根原子力発電所の災害発生時における緊急輸送等に関する協定の締結は、島根県及び鳥取県の原子力安全対策課と中国地方5県のタクシー関係協会で合同の協定書を平成29年7月24日に締結し、協定に基づく取組みをこれまでも実施していますが、平成31年1月10日には原子力安全技術センターが主催する防災業務関係者研修に会員事業者から7名が参加して、広島県バス協会傘下事業者とともに、放射線及び放射能の基礎知識、放射線被ばく防護措置及び放射線測定器の操作方法などの緊急輸送時における対応についての実習を含む研修を受講しました。

また、協定書に基づく「原子力災害時における福祉タクシーによる緊急輸送等の要請要領(案)」について提案があり、3月29日の理事会で承認したところです。今後中国5県の関係協会の了承のうえで要請手順等が決定されることとなります。

(6) 平成30年度におけるタクシー事業の新規許可申請、認可申請等の処分状況について

○法人タクシー

新規許可申請	一般	0件 (限定解除)
	限定	16件 (許可15件、年度内未処理1件、取下0件)
区域変更認可申請		0件
譲渡譲受認可申請		12件 (内、年度内未処理1件)
相続認可申請		0件

○個人タクシー

新規許可申請		0件
譲渡譲受認可申請		30件 (認可28件、却下1件、取下1件、年度内未処理0件)

(7) 平成30年度輸送実績について

平成30年度における広島県のタクシー事業の輸送実績は次のとおりで、輸送人員・運

輸収入は9年続けて減少が続いていますが、日車営収は7年連続で微増となっています。

○広島県内総計指標

輸送人員	3,033万人	対前年比	93.5%
運輸収入	29,571百万円	〃	96.9%
実働率	63.8%	〃	-1.8ポイント
実車率	43.2%	〃	+0.5ポイント

○実働1日1車当たり指標

走行キロ	163キロ	対前年比	-1キロ
運輸収入	24,881円	〃	101.2%(+297円)

(8) 平成31年度税制改正要望について

タクシー業界も参加する自動車税制改正フォーラムの全国知事陳情活動の一環として、平成30年11月26日にJAFが主体となった広島県知事への面会要請行動に副会長が参加して、「自動車関係諸税の負担軽減・簡素化に関する要望」について中央への要請を強く訴えました。

6. [労務委員会]

(1) 乗務員の健康管理について

- ① 事業用自動車の乗務員の高齢化に伴い、乗務員の健康に起因した重大事故が発生していることから、その防止の徹底を図ることが必要となりました。当協会でも、「運転者の健康管理マニュアル」に基づく健康管理の再徹底について周知徹底を図り、過去の事件事例を参考として事故防止に取り組んでいるところです。
- ② 広島県タクシー協会広島支部青年部では、認知症への理解を深め認知症の人を手助けする人を養成する地方厚生局が推進する「認知症サポーター養成講座」を計画し、平成30年6月21日に講師を招いて支部会員事業所の管理者を対象として実施しました。講座には17名が参加し、今後各事業所の乗務員への指導に役立てていただけるものと期待します。

(2) 乗務員確保問題について

- ① 乗務員の確保が喫緊の重要な課題としてあり、乗務員の労働条件の改善と合わせて若年労働者等の雇用確保の取組みが重要となっています。
タクシー業界では、最近のライドシェアの動きに対して事業用自動車の免許資格の必要性を強く主張しているところではありますが、プロとしての運転技術の重要性を主張する中で資格取得の緩和を要望しています。
そのような動きの中で警察庁においてタクシーの運転に必要な普通第二種免許の受験資格の特例見直しについて、実証実験を含む具体的な検討が進められています。

- ② 広島県タクシー協会広島支部では乗務員確保の取組みとして、平成29年度に引き続きハローワークと連携したタクシー説明会を、8月28日と29日に広島市内2ヶ所の公共職業安定所において会議室を借りて実施しました。参加者は6名と少数でしたが、新たな取組みとして大いに評価できるものでした。
- ③ 広島県タクシー協会では、平成31年1月21日に広島市及び広島県東部に所在する7つのハローワークが共催する「建設・警備・運輸(トラック、バス、タクシー)・農業の合同の業界団体セミナー」に参加し、前述の広島支部の取組を参考にして、事務局職員がタクシー事業の現状と労働実態、職場環境等について説明し、タクシー乗務員を就職先のひとつとして加えてもらうよう働きかけました。業界個別の説明・相談会には11名の参加がありました。
- ④ 更に、広島支部では昨年度に引き続きオリジナル冊子「Hi TAXI」の第2号及び第3号を発行し、タクシー車内に設置する等、広く一般市民の方にタクシー乗務員の働き方や収入の実態を知って頂くことにより、乗務員の確保につながる取組みを行いました。

(3) 「働き方改革」について

平成30年度第196回通常国会で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」は、本年4月より施行されることとなりました。時間外労働の上限規制の実施はタクシー事業については5年間の猶予期間が設けられましたが、重大認識を持って今からその対応を考えて行く必要があります。また、年5日以上年の有給休暇の取得や、乗務員負担制度の見直しについては直ちに実施することが求められています。こうした大きな制度改正の認識を深めて具体的な取組みの実施に取り組んで行くための労務講習会を、平成31年3月6日に全国ハイヤー・タクシー連合会の浅野労務部長に講師を依頼して当協会で開催しました。92名の参加者があり、最近のタクシー事業が置かれている状況を認識し、運転者の雇用を確保し事業を維持するための各種の取組みの重要性を認識することができました。

7. 【技術環境委員会】

- (1) 広島県内では平成30年度にUDタクシーは41社・115両が導入がされており、今後もさらなる普及の取組みが必要となっています。
- (2) ユニバーサルデザインタクシーとして平成29年から発売されたトヨタ自動車の「ジャパンタクシー」は、車椅子乗降用スロープの設置作業が複雑で、車椅子利用客及びタクシー事業者より使用する際に困難な状況が生じているとの指摘がありました。これについて、トヨタ自動車では、組立作業を簡略化したスロープの改善部品への交換や作業を簡単にする工夫をして、車椅子乗降の際の時間短縮及び簡略化が図られました。この設備改善については、平成31年3月以後に発売する新車への取付けはもとより、販売済み車両についても無料で部品交換等の改善を図ることが公表されました。今後、トヨタ自動車の

具体的な対応を待って改善に取り組みたいと思います。

- (3) 国土交通省の事故防止対策支援推進事業の補助金を活用することにより、映像式ドライブレコーダーやデジタル式運行記録計の導入を行い、各社において輸送サービス改善や運行管理の高度化、事故削減に積極的に取り組みました。

8. [ケア輸送委員会]

- (1) ○UDタクシーの導入支援:国土交通省のバリア解消促進等補助金等を活用したユニバーサルデザイン(UD)タクシー及び福祉車両の導入の促進に取り組みました。広島県内の補助金による導入状況は23社・28両です。

また、この補助を受けるには自治体と連携してUDタクシーの導入・活用促進の取組を行っていることが必要であったため、福山市、尾道市、府中市、呉市の担当者に対して自治体での導入・促進を取り組んで頂く旨の要請活動を行いました。

府中市においては、協調補助とし上限10万円／台が認められました。

- (2) ユニバーサルドライバー研修の実施:当協会では、平成29年度から今後のUDタクシー普及に際して、タクシー乗務員の基本知識と技術習得のためのユニバーサルドライバー研修を実施することとし、平成30年度までの実施回数は11回、51社286名が受講し全員が資格を得ている。

来年度以降も引き続き、定期的実施していくこととしている。

- (3) NPO等による福祉有償運送の実施については、広島県内においても8市町で福祉有償運送運営協議会が設置されて13者が広島運輸支局の登録を受けています。タクシー協会からは各地域の代表者が各協議会に出席し、全国ハイヤー・タクシー連合会の指導方針をもとに、輸送主体の選定についての本来のあり方について主張し、適正な運営を行うよう取り組んでいます。また、交通不便地域における足の確保についても、タクシーを活用した施策の支援を関係地方自治体に強く要望しています。

9. [広島県運転者登録センターの業務]

- (1) タクシー適正化・活性化法の改正に伴う業務の拡大実施について

広島県B地域の運転者登録・講習の制度及びA地域における運転者試験制度が平成27年10月から拡大実施されましたが、3年6ヶ月経過し制度及び手続きへの理解も徹底し、平成30年度も円滑に業務を遂行することができました。業務実績は(3)のとおりです。

- (2) 登録諮問委員会について

平成30年度においては広島県A地域及び広島県B地域とも登録諮問委員会を開催することができませんでした。平成31年度において、過去2年度の運転者登録及び講習についての報告と今後の計画の進め方について協議することとします。

- (3) 平成30年度業務実績

①登録業務

項目	件数		項目	件数		
	A地域	B地域		A地域	B地域	
登録申請	222	181	登録消除	445	217	
運転者証交付	489	347	登録取消	0	0	
運転者証訂正	1,092	656	登録の変更	免許証の有効期限等	1,128	693
運転者証再交付	20	14		住所・氏名	231	57
原簿謄本交付	0	0		運転者の異動	267	166
原簿閲覧	0	0		事業者の住所・名称	64	12
事業者 乗務証	交付	22		4	免許証の効力停止	0
	訂正	193	28	運転者証の返納	693	395
	再交付	0	0	その他	0	0
合計				4,866	2,772	

②講習業務

項目	A地域	B地域		
		集団講習	個別講習	
受講者数	運転者登録講習	217	156	28
	命令講習	0	0	0
	会社間異動等	124		
合計		341	156	28

注：B地域の「個別講習」の件数は、法令等と地理の両方の講習を個別講習で受講した者を計上し、法令等について集団講習を受講した者は「集団講習」に計上しています。

③試験業務(A地域のみ実施)

科目	試験回数	受験者数
法令・安全・接遇	25	215
地理	29	219